

入封するや叔父外池信濃守は仕置奉行、内池備後守は町検断を務む

とある。又、上米塚村泉現寺に、大正五丙辰年七月字羅盆会に撰者、小池築後守添貞道拾八代之主 小池徳美、筆者 撰者之二弟河沼郡千咲之任人 小池道康 両方が遺してくれた「上米塚村地誌並泉現寺及玉光堂之由来記」

と云う往古よりの歴史が掲額されておられ、此れを見る限り、他に誇れる資料である。

抑此村中古郷名廢絶し、近古に至りて郡名をも失い、謬つて大沼郡に編入されし也。保科正之公乃会津に封せらるゝや、能く故きを温ねて其謬りを正し、寛文中復古して会津郡とせらる。而して莊を門田となし、組を橋爪より隸せらる。先日至徳年中に在りて、葦名直盛幕之内村より住せし時、此村に米倉ありし故村名を米丘と唱いしが、天正年中米塚又吉と云う者、此村の主宰たりし故、自然米塚と改りしと云う。今小字屋敷と唱う敷所は是米倉の跡にして、即ち又吉の屋敷跡なりと云う。其の後蒲生氏郷の封土となるや、之れを我首祖乃小池築後守に賜う。今家数五軒なり。

皆氏を小池と称す。此村往古は現今の居村より丑寅の方五町許りにありしが、天和(天文)年中の大洪水にて屢々水害を蒙り、村民其難を憂て追々今此処に居所を移したるなりと。然るに村の中間を日光街道の横断するを以て上下の字を加えしと云う。今の社跡も其の節移したるものにして、旧社は天和三年(天文五年)此大洪水にて川となりし也。此村の氏神は熊野宮にして、元壯宏なる神殿なりしも宝曆六年(七年)の洪水後、下米塚の八幡宮と共に同郡柏原村の伊勢の宮に移し奉る。是れ両宮共に大沼郡本郷村の宗像出雲が宮司なるを以てなり。

此村文化六年現存する家数七十六軒、端村共に村の東三町半許を隔て、鶴沼の巨川、今の大川なり。本郷村地内より来り流る。二十余町にして、飯寺村の境に入る。此河往古は僅に佐野村の用水堰掘なりしが、

天和(天文)年中の洪水にて今の如くとなれり。其の以前は本郷村岩崎山の麓より西に赴き、橋爪 下野両村の間を流れ北に行きて宮川に合す。河沼郡に入る。而して其の当時の渡船場は、橋爪村の受持なりしが、水流変じて此村の受持となり、平素は綱越なれ共 冬期は仮橋を架して行客乃便を計る。是れ若松城下より日光へ通ずる街路の枢要の渡船場也。

端村宗願町は葦名盛氏公元龜年中、羽黒山(岩崎山)に築城居城の折、此所の町を開き、典医槽尾法印 宗願と云う者之れを領せし故其の名なりと云う。又大川端に石の宝殿あり、之を槽尾權現と云う。其の右側を流通する用水堀を權現川と称す。本村の己午乃方五町十間にあり、家数二十三軒。槽尾宗願は葦名盛氏(盛隆)公乃命を受け、織田信長に使えて功なり法眼に任せられる。先祖は野州(栃木県)の人松浦氏なりしが、同国槽尾村を領せしに依つて氏とせり。又滝沢村にも領地ありて今尚同村に法眼山の古蹟あり。

端村中新田は旧と、下小松村分の原野なりしが、寛永三年小池築後守貞通の長子道利と云う者、蒲生家より其の空地を引受け、之れを開墾せしめて田畑六万余町坪に及びり。而して此処に移住する十八軒に之れを分与せり。

蒲生家其の功を賞して左京を代官に任じ、開墾地を此村に隸屬せしむ。其の際蒲生家の三奉行より与えられたる制札今尚此端村の民家に在り其文左の如し

#### 定

大沼郡小松村の小池左京新田宿相立候御代官給人構無之者望次第罷出開作可致候、二十箇年以前爾致欠落候者、屋焼人殺致候者の外は、御代官給人構無之罷出於開墾は異議有間敷候、御年貢之儀は三箇年作取被下御役儀未代可被成御容赦候条可得貴意候也

寛永三丙寅年二月四日

外池信濃守